

広島県情報公開・個人情報保護審査会答申（諮問 7（情）第 2 号）

第 1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった行政文書について、不存在であることを理由に不開示とした決定は、妥当である。

第 2 審査請求に至る過程

1 開示の請求

審査請求人は、令和 6 年 12 月 30 日付けで、広島県情報公開条例（平成 13 年広島県条例第 5 号。以下「条例」という。）第 6 条の規定により、実施機関に対し、次の行政文書の開示の請求をした（この請求を以下「本件請求」といい、本件請求に係る行政文書を「本件請求文書」という。）。

（開示の請求をした行政文書の件名又は内容）

令和 6 年 12 月 20 日付け 5 広情個審第 12 号付言の「…制度の適切な運用を行うよう留意されたい」の適切な運用についての行政文書を開示願います。
（5 広情個審第 12 号発行からすでに 10 日、経過）

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、対象となる行政文書を作成又は取得していないとして、不存在を理由とする行政文書不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、令和 7 年 1 月 20 日付けで審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、令和 7 年 2 月 19 日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により、実施機関に対し審査請求を行った。

第 3 審査請求人の主張要旨

審査請求人の、審査請求書等における主張は、おおむね次のとおりである。

県情報公開・個人情報保護審査会の「R 6. 12. 20 付け 5 広情個審第 12 号」には、次の付言がある。

審査請求のあった当時、仮に要綱の規定に基づき、総務課から砂防課に対して、審査請求の処理方針及び処理計画についての照会が行われていれば、照会に対する砂防課の回答において、審査請求の処理方針及び処理計画等の手続予定を示す文書が作成されていたとも考えられる。実施機関においては、制度の適切な運用を行うよう留意されたい。

この制度の適切な運用をいつまでに行うのか文書で示していただきたい。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書で主張する、本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件処分の内容

本件請求に対し、対象となる行政文書について作成又は取得していないとして、条例第7条第2項の規定により、本件処分を行った。

(2) 本件処分を行った具体的な理由

令和6年12月20日付け5広情個審第12号は、令和5年12月7日付け砂防第226号により諮問された審査請求（以下「別件審査請求」という。）に対する広島県情報公開・個人情報保護審査会の答申（以下「別件答申」という。）であり、別件答申の付言には、「審査請求のあった当時、仮に要綱の規定に基づき、総務局総務課から砂防課に対して、審査請求の処理方針及び処理計画についての照会が行われていれば、照会に対する砂防課の回答において、審査請求の処理方針及び処理計画等の手続予定を示す文書が作成されていたとも考えられる。実施機関においては、制度の適切な運用を行うよう留意されたい。」との記載がある。別件答申における「要綱」とは、別件審査請求における実施機関の内規である広島県情報公開事務等取扱要綱（平成13年3月29日制定。以下「要綱」という。）を示している。

また、要綱第4の7の規定により、「総務課は、担当部署が審査請求について却下裁決、認容裁決又は諮問を行っていない場合は、処理の促進を図るため、審査請求が提出され一定期間経過後（おおむね3か月後）、担当部署に、審査請求の処理方針及び処理計画を文書で照会するとともに、審査請求の処理方針を文書で照会后、定期的（おおむね3か月に1回）に、文書で審査請求の処理状況を照会する。」とされている。

本件処分における実施機関の担当部署である総務局総務課は、要綱の規定に基づく審査請求の処理方針及び処理計画に係る照会は第4の7の規定によるもののみであることから、「令和6年12月20日付け5広情個審第12号付言の「…制度の適切な運用を行うよう留意されたい」の適切な運用についての行政文書」とは、別件答申の付言を踏まえた、適切な運用としての照会に係る行政文書であると捉えた。

付言の趣旨としては、総務局総務課が要綱第4の7の規定により照会を行うことを求めるものであるところ、別件答申後、別件答申の付言を踏まえて、適切な運用として行った照会に係る行政文書を、本件請求時点では作成又は取得していない。

よって、本件対象文書を保有していないことから、不存在を理由として本件処分を行ったものである。

第5 審査会の判断

1 本件請求について

本件請求は、審査請求人が、「令和6年12月20日付け5広情個審第12号付言の「制度の適切な運用を行うよう留意されたい」の適切な運用についての行政文書」の開示を請求したものである。

これに対し、実施機関は、本件請求文書を作成又は取得していないとして本件処分を行ったことから、以下、本件処分の妥当性について検討する。

2 本件処分の妥当性について

(1) 本件請求文書について

実施機関は、弁明書において、要綱の規定に基づく審査請求の処理方針及び処理計画に係る照会は第4の7の規定によるもののみであることから、本件請求文書は、別件答申の付言を踏まえた、適切な運用としての照会に係る行政文書であると捉えたと主張している。

審査会において、別件答申を見分したところ、「実施機関の内規である要綱に、「総務課は、担当部署が審査請求について却下裁決、認容裁決又は諮問を行っていない場合は、処理の促進を図るため、審査請求が提出され一定期間経過後（おおむね3か月後）、担当部署に、審査請求の処理方針及び処理計画を文書で照会するとともに、審査請求の処理方針を文書で照会后、定期的（おおむね3か月に1回）に、文書で審査請求の処理状況を照会す

る。」と定められている。」と記載され、また、付言として、「審査請求のあった当時、仮に要綱の規定に基づき、総務局総務課から砂防課に対して、審査請求の処理方針及び処理計画についての照会が行われていれば、照会に対する砂防課の回答において、審査請求の処理方針及び処理計画等の手続予定を示す文書が作成されていたとも考えられる。実施機関においては、制度の適切な運用を行うよう留意されたい。」と記載されていた。

なお、審査会から実施機関に対し、本件請求文書の特定の際に、要綱を含めなかった理由を確認したところ、実施機関は次のとおり説明する。

本件請求は令和6年12月30日付けであり、令和7年1月7日に実施機関において収受したものであるが、審査請求人から令和7年1月4日付けで本件請求とは別の開示請求（以下「別件開示請求」という。）があり、本件請求の収受日と同日に収受している。

別件開示請求においては、開示請求書の「請求する行政文書の件名又は内容」欄に「「広島県情報公開事務取扱要綱」を開示願います。」と記載されていたため、別件開示請求の対象文書として、要綱を特定し、全部開示決定を行っている。

このことから、本件請求で請求する文書に、審査請求人が別件開示請求で請求している要綱は除かれると判断し、本件請求の対象文書としては特定しなかったものである。

これらのことからすると、実施機関が、本件請求の対象となる文書を、要綱第4の7の規定による照会に係る行政文書としたことは、妥当と認められる。

(2) 本件処分の妥当性について

審査会において、本件請求文書を作成又は取得していない具体的な理由を実施機関に確認したところ、実施機関は、次のとおり説明する。

別件答申の送付を受けた令和6年12月20日から、本件請求があった令和7年1月7日までの期間において、「審査請求が提出され、一定期間（おおむね3か月）が経過してもなお担当部署が審査請求について却下裁決、認容裁決又は諮問を行っていない事案」は、令和3年8月にあった2件の審査請求（担当部署：〇〇）のみであり、当該事案は令和7年1月17日に照会を行っている。当該事案以外では要綱第4の7の規定による照会を行う必要がある審査請求事案がなかったため、照会を行っていない。

よって、本件請求文書は作成又は取得していない。

また、審査会から実施機関に対し、要綱第4の7の規定に基づく照会の状況を確認したところ、別件答申後、実施機関が当該照会を行ったのは、令和7年1月17日付けで施行したものが最初であった。

これらのことを踏まえると、本件請求文書を作成又は取得していないとの実施機関の説明には、特段不自然・不合理な点はないものと認められる。

以上のことから、実施機関が、本件請求文書について不存在であることを理由に不開示とした本件処分は、妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
令和 7 年 7 月 2 日	・ 諮問を受けた。
令和 8 年 5 月 28 日 (令和 8 年度第 2 回第 2 部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和 8 年 6 月 25 日 (令和 8 年度第 3 回第 2 部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

【第 2 部会】

門 脇 美 恵	広島修道大学教授
西 條 潤 (部 会 長)	近畿大学准教授